

FDICIA 体制の終焉と米国における新金融規制

埼玉大学 西尾 夏雄

本報告では、いわゆる「サブプライム・ローン問題」から生じた世界的な金融危機をきっかけに米国において金融規制と監督体制が再び強化される方向となったことについて、この 20 年ほどの間に起きた規制の変遷（規制強化と規制緩和）を検証し、今後導入される新たな規制強化の意義と金融セクターへの含意について考察したい。

本報告では、まず 80 年代から 90 年代初頭にかけて生じた米国における金融危機をうけて制定された「連邦預金保険公社改善法(FDICIA)」について考察し、次に、FDICIA に基づく規制環境および監督体制が 15 年ほどの歳月を経て直面した限界について検証する。次に、今般の金融危機を受けてふたたび選択された米国における「金融の再規制」について時系列にもとづき整理し、その意義や残された課題を分析する。

1980 年代後半から 90 年代初頭にかけての金融危機は FDICIA の導入を促し、早期是正措置や破綻処理における最小コスト原則の導入など、プルーデンス規制の確立に一定の効果を発揮した。しかし、サブプライム・ローン問題をきっかけに生じた 2007 年からの金融危機時においては、業態別の規制・監督体制の不備が露呈され、投資銀行や保険会社など商業銀行以外の大手金融機関の破綻処理スキームが未整備であったことなどが深刻な問題を生じた。

今後導入される金融規制強化策は、これまで米国の金融当局と立法府がやや曖昧な形で放置してきた「大きすぎて潰せない(too big to fail)」金融機関の監督とその破綻処理のあり方について、より踏み込んだ施策を講じることになり、米金融セクターに非常に重要な転換点をもたらすことになろう。ただし、具体的な規制が導入される際に個々の金融機関や金融セクター全体にどのような影響を与えるかは不透明である。また、金融システムに影響を与えうるとされる大規模かつ複雑化した金融機関が万が一に経営不安に陥った際に、当局によって適切に監督され、必要とあれば「秩序ある」破綻処理が導かれるか否かも含めて重大な課題として残ろう。